

令和元年度

倫理に関する特別委員会記録

審査・調査案件

1. 倫理に関する諸問題の調査	1
-----------------	---

令和元年 5 月 30 日（木曜日）

倫理に関する特別委員会会議録

令和元年5月30日 木曜日

午前10時00分開議

午前10時24分開議（実時間17分）

○本日の会議に付した案件

1. 倫理に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	村川清則君
副委員長	古嶋津義君
委員	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	村山俊臣君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 増田一喜君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記

上野洋平君
土田英雄君

（午前10時00分 開会）

○委員長（村川清則君） おはようございます。定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから、倫理に関する特別委員会を開会いたします。

◎倫理に関する諸問題の調査

○委員長（村川清則君） それでは、本特別委員会の特定事件であります倫理に関する諸問題の調査を議題とし、調査を始めます。

本日は、前回提出を依頼しておりました、八代市政治倫理条例の改正案について、協議を進めてまいります。

お手元に、提出されました改正案をとりまとめた資料をお配りしております。

それでは、審議に入ります前に、事前に提出いただきました改正案について、説明願いたいと思います。今回、自民党3会派より提出がっておりますので、改正案の趣旨について、御説明をいただきたいと思います。

○委員（橋本幸一君） それでは3会派を代表いたしまして、説明いたしたいと思います。

自民党3会派は全議員集まりまして、資料配付を行い、その後、提出日に全員集まりまして、それぞれの議員の改正案というのをを出していただきました。今お手元にあるのが、その集計でございます。

内容をちょっと説明いたしますと、まず、第1条、現行に対しての改正案というのは、これは下野市議会の政治倫理の内容の目的の部分引用いたしまして、具体的な内容で取りまとめたものでございます。

それから2条、これにつきましても、これは熊谷市の市議会の政治倫理条例を引用いたしまして、これもまた具体的に文言を変えたものでございます。（委員成松由紀夫君「読み上げはせんとですか。」と呼ぶ）読み上げたほうがいいですか。（委員成松由紀夫君「いいんじゃないですか。」と呼ぶ）委員長、読み上げたほうがよろしいですか。（委員成松由紀夫君「改正案だけ。」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） そうですね、できれば。

○委員（橋本幸一君） それでは、読み上げさせていただきます。改正案といたしまして、線

引きの部分は、市長並びに副市長は、議員ですね議員も含めて、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする、ということでございます。

それから2条につきましては、常に市民全体の利益を擁護しなければならず、特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、議員及び市長等は、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならない、ということでございます。

それから第3条の、政治倫理基準という項の部分でございますが、小項目の5の部分で、廉潔及び公平を損なうという部分を、市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうという、この部分に変えたらということで、このほうが市民にわかりやすいのではないかとということでございます。

それから、大項目の2の部分で、その責任を明らかにするよう努めなければならないということを、さらに強く、義務規定ということで、その責任を明らかにしなければならない、ということに変更したらということでございます。

それから最後の第15条の部分でございます。この部分については、まずは15条の3親等、これにつきましては他の市町村を見ますと、2親等が大部分ということで、八代市についても、この部分については2親等でもいいんじゃないかということで、これはうちの自民党の3会派、多数の議員がその提案をなされております。それから次の部分が、読ませてもらいますと第15条、議員及び市長等の配偶者並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法第92条2、第142条及び第166条第2

項の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように、市、市が出資している法人等が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（一時的な物品納入等は除く。）を辞退しなければならない。2、議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業は、前項で規定する契約については、辞退しなければならない。3の第1項に規定する、実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。（1）議員が、その経営方針に関与している企業、（2）議員が報酬を定期的に受領している企業、（3）議員が資本金その他——、（委員成松由紀夫君「団長こら違う。こっば読まんば。これは前んとだいけん。こっちは読まんば今、みんなぴんときとらん。」と呼ぶ）ちょっと今おれが読みよつと今内容が違うとかな。（委員山本幸廣君「いっしょ、いっしょ。こっちはいっしょばい。」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） いや、同じです。

○委員（橋本幸一君） （3）議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業、（4）指定管理者の指定については、第1項の規定に準ずるものとする、ということで、昨今地方議員のなり手不足が問題視される中、3親等以内を2親等に改正することにより、その解消を図るということと、努力目標とする条例はざる法になりやすいので、義務規定とするということが、理由でございます。

それから、第16条をつけ加えまして、関係企業の届出ということで、議員による行政の私物化を防ぐための、第15条をこれは補完するものでございます。

それから、最後のこの17条は、従来のとおり、16条を17条に、最後に持ってきたものでございます。以上です。

○委員長（村川清則君） ありがとうございます。それでは、ただいまの趣旨説明を踏まえて、提出された改正案について協議を行い

たいと思います。

なお、自民党会派以外の委員の皆様におかれましては、本日初めて、改正案をごらんいただいたわけでございますけれども、本改正案について、どのような取り扱いをするのかも含めて、質疑、御意見ございますか。

○委員（成松由紀夫君） たぶん、持ち帰られないといういろいろ協議はできないと思うんですけども、自民党以外からは今の政治倫理条例について、改正案等は何も提出はされてないんですか、確認です。

○委員長（村川清則君） ございませんでした。自民党3会派だけからでございます。

○委員（成松由紀夫君） 他の会派からは改正案は何もないということは、現行でいいということですね。

○委員長（村川清則君） はい——、はいと私が言うあれではございませんけれども。

○委員（山本幸廣君） 今、成松委員からの発言があったんですけども、うちは未来ですけども、大変議論をいたしました。自民党案の2つぐらいにはですね、審議をいたしました。最終的には、きょう改正案を出さなかったんですけども、今回の自民党案が出た中で、持ち帰りをさせていただければ、そのほうについて、やはり同じうのが2つありまして、未来はですよ、そういうことで、持ち帰りをさせていただければ、そういうふうに審議をしていきたいと、そのように思っております。

○委員（成松由紀夫君） 会派の、今山本委員が言われたように、今の倫理条例についての協議の現状というのをですね、今未来さんからありましたけど、どういった御意見があったのかなというところぐらいは、聞かせていただきたいなと思いますが。改革とか含めてほかも。

○委員（山本幸廣君） 2親等の問題等々についても議論をし、最終的には、その方向というものも見出したんですけども、3人の一致が出来

なかったということです、きょう持ち帰りますと早速会議をしながら、慎重審議し、まあそのような方向にいくだろうという気持ちはありますけれどもですね、まあ持ち帰りをさせていただいて、審議をしたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） 現在の3親等について一致が出来なかったちゅうことですよ。

○委員（山本幸廣君） そのとおりです。

○委員（亀田英雄君） そのような話もせろといえぱすっとだったんですが、いただいた資料をすぐですね、会派のみなさんに配付して、考えっきておいてくれよという話を、事前に配付してですね、いつだったかな、二十日ぐらい前かな、二十日くらい前にみんなで寄って会議をしたっです。2時間くらい会議をしたろうかと思います。その中でいろいろ、いろんな話が出たっですが、ここに至った経緯は、もうあるでしょうからと、言葉の伝え方ですね、そして自治法を超えるわけにはいかんとですから、この辺でおさまったちゅう話も聞いたし、少しづつのは出たっですが、前回のこの倫理条例を尊重しようということで、今回は何もないということに落ち着いたということです。会議の内容はですね、最終的には。いろいろ出たのは出たんです。そのような会議の内容でした。

○委員長（村川清則君） いいですか、成松委員。（委員成松由紀夫君「はい」と呼ぶ）ほかに御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、先ほど山本委員のほうから、一旦持ち帰りさせていただきたいというような発言がございましたけれども——。

○委員（中村和美君） 私から個人的に言うと、残念ながら自民党案だけが提出されたというのはですね、非常に残念だと思います。何かひとつふたつでも、こういうところはまた——というような会派からですね、意見があつたらよか

ったんじゃないかなと思いますけど、まあだいたいみなさん方の考えは一致だと思いますので、これをみなさんに知らしめるということと、みなさんでこれは議員個人の問題でもありますので、持ち帰っていただいて、そして新たにまた練るという方法もいいんじゃないかというふうに私は思います。

○委員（成松由紀夫君） 今、中村委員からありましたように、いきなり出たばかりで、みなさん議論を会派に持ち帰るところであります。まあ今、中村委員同様、日ごろ議員が襟を正すというところでは強くおっしゃられている会派もありますからね、なんらかの倫理条例の中に、ひとつふたつでも御意見があってしかるべきかなと思いましたが、自民党案ということだけが提出ということでございますので、山本委員も道々歩き話では、大変活発な議論が未来ではあって、なかなかまとまらなかったというようなお話も聞いてます。倫理条例はですね、これは議員みずから襟を正す条例でありますので、一旦持ち帰られて活発な議論を求めたいと思います。

以上です。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、本改正案については、一旦持ち帰りいただき、後日、この中身について、御審議いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。このあと、次回の会議日程については、調整させていただきたいと思いますので、次回の委員会までに、改正案に対する意見を集約していただきたいと思います。

そのほか、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、次回の特

別委員会の開催日程について協議を行います。

しばらく小会いたします。

（午前１０時１６分 小会）

（午前１０時２３分 開議）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。ただいま、御協議いただきましたが、次の特別委員会は７月１７日水曜日、午前１０時より開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の特別委員会の日程は、全部終了いたしました。これをもって、倫理に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１０時２４分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する

令和元年５月３０日

倫理に関する特別委員会

委員長